

魏晉南朝の遷官制度に関する二三の問題 —— 侍中領衛を中心として ——

藤井律之

はじめに

宋の文帝は、沈演之を侍中・右衛將軍に任命するにあたり、次のような激勵の言葉を與えた。

（元嘉）二十年、侍中に遷り、右衛將軍故の如し。太祖これに謂いて曰わく、侍中の衛を領するは、望實優顯なり。此れ蓋し宰相の便坐、卿其れこれを勉めよ、と。〔宋書〕卷六三 沈演之傳

侍中領衛 —— 侍中が左衛・右衛將軍を領すること —— に對して「望實優顯」また「宰相の便坐」という極めて高い評價を與えていることがわかる。左右衛將軍は、中央軍を率いる將軍のひとつで、内號將軍あるいは西省と呼ばれる。^①

内號將軍は、魏晉南北朝の遷官制度に關する先行研究において、あまり顧みてこられなかった。というのも、梁の武帝が天監年間に九品官制を十八班制へと改變した際に、内號將軍はそのまま十八班制の中に残り續けたが、驃騎將軍や車騎將軍をはじめとする外號將軍だけの序列が獨立して創設されたために唐の武散官の淵源とみなされ、研究の關心が外號將軍に集中したからである。

數少ない内號將軍に關する研究のうち、周一良氏は冒頭の沈演之傳の記事と、『南齊書』卷四三 江數傳の、

愚謂えらく侍中を以て驍騎を領するは、望實清顯にして、納言と殊なる有り、と。

という、やはり内號將軍のひとつである驍騎將軍を侍中が兼任した際に「望實清顯」という高い評價が與えられている記事に注目し、次のように指摘された。

南朝の官制はおおよそ、本官およびその人物の官資の輕重をみて、他の職を兼領し、これを帶貼という：武位は高門が好む所ではなかったが、文職の清望官にあるものが兼任し、(文武が)兼ね合わさるのが、最もすばらしい任官であつた：驍騎將軍と歩兵校尉が清望官がつねに帶貼とした官のなかで最もすぐれたものであつた。

驍騎將軍など西省の將軍は、單獨で任命すると貴族から嫌われるが、侍中など、清官の文官に兼任——帶貼させるのが理想的な任命のありかたであつたと指摘されたのである。

いっぽう、『眞誥』にも侍中領衛に關する記事がみえる。

玄子云わく、庾生なる者、晉の庾太尉なり。北帝往に用いて撫東將軍と爲す。後に又た轉じて東海侯と爲す。今ま又た用いて鄂臺侍帝晨右禁監と爲す。近ごろ馮懷を取りて司馬と爲す。侍(侍)帝晨今世の侍中の如く、右禁監世の右衛將軍の如く、而して甚だ重し。(『眞誥』卷十六 闡幽微)

これは、庾生、すなわち東晉の庾亮の仙界におけるキャリアに關する記事で、彼が人間界の侍中領衛に相當する鄂臺侍帝晨右禁監とされたことがわかる。そこに陶弘景は次のような注をつけている。

説の如くんば前と大いに異なる。當に是の後侍中に遷り衛を領すれば、便ち是れ中懷(衛)將軍に勝るなり。

陶弘景がこうした注をつけたのは、これに先立つ部分に、

庾元規北太帝の中衛大將軍と爲る。

と、庾亮が中衛大將軍に任命されたとあるからで、やはりここにも陶弘景は注をほどこしている。

辛亥子の説く所、此こと大いに異なる。恐るらくは是の受前後有り、或いは能く幾ばくか廻換を被るが故なるのみ。辛亥子の説く所、とは先述の玄子云々の部分である。つまり庾亮は侍帝晨右禁監である、また中衛大將軍であるという二つのお告げがあるため、陶弘景は庾亮が一體どちらのポストにあったのか、整合的に解釋しようとしたのである。結局、陶弘景は中衛大將軍となった後に侍帝晨右禁監となったと考えたようで、仙界においては、鄴臺侍帝晨あるいは右禁監單獨では、中衛大將軍に劣るが、侍帝晨と右禁監の兩者を兼任すれば、中衛大將軍よりも地位が高くなるといいたいようである。

こうした官職の「足し算」は仙界のみならず人間界にも通用したようで、岡部毅史氏は、

また、中村(圭爾)氏は官資を單獨の官職で表現されるものとして考えられているようであるが、南朝における官資とは必ずしも一つの官職のみによって表現されるのではなかった。つまり南朝における加官や帶貼の官職を以て官人の本資を表現する際、それを調整するために付與される性格も備えていたのである。それは重さの違ういくつかの分銅を組み合わせ、軽重を測ることにたとえられよう。

と、分銅というわかりやすいたとえをもちいて、兼任の重要性を指摘しておられる。^①さらに閻步克氏は南朝の内號將軍に關して次のように指摘する。

…(略)…

謝舉…侍中領歩兵校尉、太子中庶子領右軍將軍、左民尚書領歩兵校尉(《梁書》卷三七《謝舉傳》)

…(略)…

上述の「帶貼」の實例の中には、時に後に兼領する所の西省の將軍號が、前に比べて下降している場合がある。これ

は南朝官僚の肩書きが繁多で、官職が變動する際に、こちらを上げればあちらをさげてバランスをとるとする方法をいつもとっているからで、それによって資望を少しだけ變動させ、上昇しすぎないようにしているのである。

閻氏が挙げた例のうち、ここでは謝舉の事例を引用した。閻氏の指摘の通り、太子中庶子から左民尚書へと遷った際に、領する所の内號將軍は、右軍將軍(四品)から歩兵校尉(五品)へと降格し、それによって昇進しすぎないようにしている。閻氏は指摘しているわけで、やはり閻部氏と同じく、南朝の官人の地位を検討する場合には、單獨ではなく兼任する官職の變動にも注意を拂う必要があることを指摘している。

内號將軍が閻部氏の指摘のように分銅として機能しているとすれば、その分銅によって、具体的に官人の地位がどのように變化するのか明らかにしえるであろう。しかし、閻氏は南朝の西省全體の位置づけに主たる關心があるようで、内號將軍兼任の事例をいくつか紹介するものの、それが官人のキャリアの中でどのような地位を占めるのかについては觸れておられない。

本稿は、こうした状況をふまえ、兼任による官人の地位をさぐる試みである。ただし、あらゆる官職を対象とした場合、地方官のランクも検討する必要があるのはなほだ繁雜となるため、基礎的考察として、「望實優顯」「望實清顯」という高い評價を得ている、侍中が内號將軍を兼任する事例を主たる対象としたい。

南朝では、官職を兼任する際に加や領などの用語が使われる。ただ、その中でも兼という形式に関しては、禪讓の際に必要な太保などの上公を一時的に兼任する、また外國への使者(特に對北朝)として侍中や散騎常侍を一時的に兼任する、あるいは常設の官ではない起部尚書を一時的に兼任するさいに用いられていることが多く、また下位の官のものに上位の官を「兼」ねさせた後に「卽眞」させて拔擢する事例も見られ、兼という形式においては、兼任した官職が分銅として機能していないと考えられる。よって、こうした兼の事例は本稿では検討の対象外とし、また混同を避けるため、本稿では

以下、兼任ではなく帶貼という語をもちいることとする。

I

具體例の檢討に入る前に、當時の侍中と内號將軍について簡單に整理しておきたい。東晉から南朝にかけて、いわゆる門地二品の形成と併行して、官職の清濁を基準とした選舉がおこなわれるようになり、官品が逆行するにもかかわらず昇進とみなされる事例が珍しくなくなった。そのため、官品の高下ではなく特定の官職を経由することが重要視されるようになる。典型的な事例としてよく引用されるのが

(王)晏の弟詡、永明中少府卿と爲る。(永明)六年、敕すらく、位未だ黃門郎に登らざれば、女妓を畜うるをえざれ、

と。詡射警校尉陰玄智と妓を畜うるに坐して官を免ぜられ、禁錮せらること十年たらんとす。敕して特に詡の禁錮を

原す。(『南齊書』卷四二 王詡傳)

という記事である。南齊の官品は不明であるが、宋の官品と同じとすると、三品の少府と四品の射警校尉が、五品の黃門侍郎以下として扱われており、官品が當時の官人の地位の表象たり得なかつたことがわかる。この黃門侍郎は官人が清官を昇進する上での一種の關門であつたことは宮崎市定氏が指摘して以來通説となつてゐる。黃門侍郎の上位の清官として吏部郎や司徒左長史があり、さらにそこから昇進する上での關門となる官が侍中であつた。

こうした關門となる官は、また同時に官人の身分の基準ともなつた。先ほど黃門侍郎が女妓を畜えるという特權をもつていたように、侍中を基準として儀禮上の特權があたえられている。

八座議して以爲えらく、太尉荀顗撰定する所の體統、五等列侯以上に通敍され、嘗て郡國太守・內史・郡尉・牙門

將・騎督以上と爲りて薨ずる者、皆な諡を賜う、と。〔通典〕卷一〇四 諸侯卿大夫諡議

魏晉革命の際、きたるべき晉王朝に備えて、泰始律令の制定に代表される各種改革が行われ、そのうち荀顛は禮制を擔當した。これはその際の記事である。實際にこの制度が施行されたかどうか確かめるすべはないが、西晉では五等列侯、すなわち五等爵を有するか、あるいは五品以上（郡國太守・內史・郡尉・牙門將・騎督はいずれも五品）を経験すれば、諡が與えられることになっていたらしい。それが南朝にはいると、

散騎常侍を贈り、即日哀を擧ぐ。是れより先、五等君及び侍中以上乃ち諡有り、子野特に令望を以て嘉せらるるに及べば、諡貞子を賜う。〔南史〕卷三三 裴子野傳

と、五等爵および侍中以上であることが、諡を與えられるための條件とされており、もともとは侍中と同じ三品でありながら、儀禮上、散騎常侍は明確に侍中より下の身分とされていたのである。

またこうした關門となる官は、そこから先へと進む昇進の起點でもある。南朝の官人の昇進經路に關しては、宮崎氏がその摘要を示していたが、それをさらに詳しく再現したのが中村圭爾氏である。^①その際に中村氏は以下の資料に注目した。

侍中…舊と列曹尙書に遷り、中領護・吏部尙書に美遷す。〔通典〕卷二一 侍中

中書令…其れ令舊と吏部尙書に遷る。才地俱に美き者これと爲る。〔同右卷二一 中書令〕

尙書令…齊梁舊と左僕射を用い、司空に美遷す。〔同右卷二一 尙書令〕

尙書僕射…齊梁舊制、右僕射左僕射に遷り、左僕射令に美遷す。其れ僕射中に處り。〔同右卷二一 尙書僕射〕

太常…舊と列曹尙書を用う。選曹尙書・領護に好遷す。〔同右卷二五 太常〕

宋の太常尙書を用い、亦た轉じて尙書と爲る、選曹尙書・領護等に好遷す。〔大唐六典〕卷十四 太常

これらはおもに宋齊時代の昇進經路を示したものである。中村氏はこれらの資料に加え、正史中に見える官人の經歷から

家格に應じた南朝官人の昇進経路を再現し、それらの昇進経路を基準に九品官制を再構築したのが、梁の十八班官制であったことを論證されたのである。

先に挙げた昇進経路は斷片的ではあるが、侍中を起點に司空にいたるまでの昇進経路を復元することができ、圖示すると次のようになる（中村氏も復元圖を提示しておられるが、尙書令が表に見えず、尙書左僕射が一六班とされているため、改めた）。

侍中	列曹尙書	中書令	12
	中領軍・中護軍	太常	13
	吏部尙書		14
	領軍・護軍將軍	尙書左右僕射	15
	尙書令		16
	司空		17
			18
			梁班

表内の官は司空を除いていずれも三品であるが、太常が列曹尙書へと戻る場合を除いて、昇進経路と梁班が見事に適合している。この昇進経路によって尙書・中書・門下の長官と九卿の長の地位が定められていることに加え、内號將軍の地位も定められており、領軍將軍・護軍將軍が尙書僕射と、中領軍・中護軍が吏部尙書と同じ地位とされていることが特徴である。侍中から尙書令へと至る間にこれらの内號將軍が組み込まれた昇進経路の原型は、東晉中期頃には見出すことができる。

ついで、内號將軍に關して整理すると、領軍・護軍將軍、中領軍・中護軍以外に、『宋書』卷四十 百官志上からは左衛・右衛將軍、驍騎將軍、游擊將軍、左軍・右軍・前軍・後軍將軍、左右中郎將、屯騎・歩兵・越騎・長水・射聲の五校尉、虎賁中郎將・冗從僕射、羽林監、積射・強弩將軍、殿中將軍・殿中司馬督、武衛將軍、武騎常侍を擧げることができ

る。その官品は左右衛將軍、驍騎將軍、游擊將軍、前軍・後軍・左軍將軍および五校尉が四品、左右・虎賁中郎將、積射・強弩將軍が五品、殿中將軍が六品である。周一良氏は、帶貼として最も優れた内號將軍は驍騎將軍と歩兵校尉であったと指摘された。官品の上では兩者はいずれも四品であるが、先程と同じく梁班を参照すると、

左右衛	梁班
左右驍騎・左右游擊	12
雲騎・游騎	11
左軍・右軍・前軍・後軍	10
左右中郎將	9
五校尉	8
	7

明確に階層が存在する。ただし内號將軍は、梁班がそのまま適用できるわけではなく、

天監六年、左右驍騎・左右游擊將軍を置き、位二率に視う。舊ての驍騎を改めて雲騎と曰い、游擊を游騎と曰い、左右驍・游に降ること一階。〔隋書〕卷二六 百官志上

とある様に、梁では新たに左右驍騎・左右游擊將軍が置かれているため、天監六年以前の驍騎・游擊將軍の班は雲騎・游擊將軍のそれに相當するが、左右衛將軍、驍騎・游擊將軍、左軍・右軍・前軍・後軍將軍、五校尉という大きな層にわかれていることにはかわりない。周氏は帶貼として驍騎將軍と歩兵校尉を最も高く評價しているが、驍騎・游擊將軍、また五校尉で一つの層をなしており、驍騎將軍と歩兵校尉が他を大きく引き離しているわけではないので、いずれも同格として扱うことができる。また左右中郎將や虎賁中郎將以下の内號將軍を侍中が帶貼とした例はほとんどないので考察の対象から除外する。

さて、これらの内號將軍をどのような官が帶貼としたのか、件數とあわせて提示すると、次のようになる（員外常侍と給

事中は内號將軍を本官とした場合にあたえられる帶貼であるが、行論の都合上、數を擧げた。

◎五校尉

侍中…26、黃門侍郎…17

散騎常侍…10、通直散騎常侍…1、員外散騎常侍…2

列曹尚書…6、吏部郎中…1

祕書監…4

國子博士…2

左衛將軍…2

大鴻臚…1、太府卿…1、少府卿…1

車騎參軍…1

太子中庶子…16、太子庶子…1、太子右衛率…1

銀青光祿大夫…1、太中大夫…1、中散大夫…1

散騎常侍・太子中庶子…1

散騎常侍・南蘭陵太守…1

◎前軍・後軍・左軍・右軍將軍

侍中…16、黃門侍郎…3、

散騎常侍…5

尚書僕射…1、吏部尚書…8、列曹尚書…12

左衛將軍……1、右衛將軍……1

祕書監……9

御史中丞……3

太常……1、衛尉……1、太府卿……1

驃騎長史……1、驃騎中兵參軍……1

太子中庶子……4

侍中……五兵尙書……1

散騎常侍……中書令……1

散騎常侍……金紫光祿大夫……1

散騎常侍……銀青光祿大夫……1

員外散騎常侍……太子右衛率……1

◎驍騎・游擊將軍

侍中……19、黃門侍郎……4

散騎常侍……7、通直散騎常侍……5、員外散騎常侍……1、給事中……4

吏部尙書……5、列曹尙書……7

中書令……2

祕書監……1

御史中丞……1

- 廷尉…1
 - 太子中庶子…6、太子右衛率…1
 - 銀青光祿大夫…1
 - 散騎常侍・五兵尚書…1
 - 侍中・中書令…1
 - 散騎常侍・中書令…2
 - 侍中・祕書監…2
 - 散騎常侍・祕書監…3
 - 通直散騎常侍・右衛將軍…1
 - 給事中・右衛將軍…1
 - 侍中・國子祭酒・鎮右將軍…1
 - 侍中・國子祭酒…1
 - 侍中・右將軍…1
 - 都官尚書・衛尉…1
 - 通直散騎常侍・國子博士…1
- ◎左右衛將軍
- 侍中…25
 - 散騎常侍…30、通直散騎常侍…8、員外散騎常侍…1、給事中…22

尙書僕射…2、吏部尙書…2

祕書監…2

侍中・撫軍將軍・丹陽尹…1

侍中・撫軍將軍…1

安南將軍…1

侍中・衛尉…1

散騎常侍・衛尉…2

通直散騎常侍・丹陽尹…1

侍中・銀青光祿大夫…1

左右衛將軍を除き、侍中が内號將軍を帶貼とする例が最も多いことが確認できる。では章をあらためて、侍中が各内號將軍を帶貼とした際の地位について検討しよう。

II

(1) 五校尉

内號將軍の帶貼に限らず、官職を兼任する際には、理由が明記されていないことが多いため、具體例を集めて類推するしかない。齊初の事例に

建元の初め、仍りに宮官と爲り、侍中を歴たり。(褚)淵薨じ、服闋きて、世祖に見えるに、(褚)賁流涕して自ら勝え

ず、上甚だこれを嘉し、以て侍中領歩兵校尉、左民尚書、散騎常侍・祕書監と爲さんとするも、拜さず（『南齊書』卷二 三 褚賁傳）。

とあり、侍中であつた褚賁が、父である褚淵の喪が明けた後の殊勝な振る舞いによって、侍中領歩兵校尉とされている。結局彼は拜命しなかつたが、侍中からみれば侍中領歩兵校尉は昇進の方向にあることは疑いない。

それでは、どの様な場合に侍中は校尉を帶貼としたのであろうか。『南齊書』卷四六 蕭惠基傳には次のような記事が見える。

還りて吏部郎と爲り、長兼侍中に遷る。沈攸之を討たんとするに、惠基に輔國將軍を加え、徙して新亭に頓るせしむ。事寧まり、軍號を解き、長水校尉を領せしむ。

これは、侍中より一等格が落ちる長兼侍中となつた場合であるが、外號將軍の輔國將軍が長水校尉に置き換えられていることがわかる。これは最も單純な事例であるが、五校尉に限らず、侍中が内號將軍を帶貼とするのは、以下に示すように、外號將軍を帶びた長史ないし外官を経由する場合が最も多い（なおいずれの場合も中正は除外してある）。

宋 王景文（王彘）侍中↓安陸王冠軍長史・輔國將軍・江夏內史、行郢州事↓侍中領射聲校尉（『宋書』卷八五）

何昌寓 侍中↓臨海王西中郎長史・輔國將軍・南郡太守、行荊州事↓侍中領長水校尉（『南齊書』卷四三）

梁 謝舉 侍中↓寧遠將軍・豫章內史↓侍中領歩兵校尉（『梁書』卷二七）

これは帶貼無しの侍中から長史や外官を経由して侍中領五校尉となつた事例であるが、帶貼無しの侍中を経ずとも、侍中領五校尉となる場合がある。

宋 張岱 使持節・督益寧二州軍事・冠軍將軍・益州刺史↓侍中領長水校尉（『南齊書』卷三二）

王延之 司徒左長史・寧朔將軍↓侍中領射聲校尉（未拜）（『南齊書』卷三二）

劉勳 使持節・都督豫司二州諸軍事・征虜將軍・豫州刺史↓侍中領射擊校尉（不受）（『宋書』卷八六）
 齊 張瓌 輔國將軍・吳郡太守↓冠軍將軍・東海東莞二郡太守（不拜）↓侍中領步兵校尉（『南齊書』卷二四）
 王慈 司徒左長史、兼侍中↓輔國將軍・豫章內史↓父憂去官↓建武將軍・吳郡太守↓寧朔將軍、大司馬長史↓侍中領步兵校尉（『南齊書』卷四一）

ただし、これらの事例は比較対象とすべき外號將軍が征虜から寧朔までと幅が廣く、また外官の地位が不明瞭なこともあり、具體的に侍中領五校尉がどの地位に相當するのかを決める上ではあまり役に立たない。侍中領五校尉の地位を探る上で重要なのが、以下の事例である。

齊 王秀之 侍中祭酒↓都官尙書↓侍中領射擊校尉（『南齊書』卷四一）

侍中から列曹尙書である都官尙書への異動は、『通典』に見えたように、當時における昇進經路にしたがったものである。その後侍中に再任された際に、侍中だけでは降格となるために射擊校尉が加えられているのである。時代はくだるが、陳代に同様の例を見出すことができる。

陳 張種 左民尙書↓權監吳郡↓復本職↓侍中領步兵校尉（『陳書』卷二一）

さらに梁代には次のような例がある。

服闋き、五兵尙書に遷るも、猶お瘵に頓とんしむことを經、拜受に堪えざるを以て、乃ち更めて散騎常侍を授け、步兵校尉を領し、東宮に侍せしむ。（『梁書』卷二七 殷鈞傳）

ここでは五兵尙書から散騎常侍領步兵校尉へと異動がなされている。梁以前の散騎常侍領五校尉は、（殷）恆及び父道矜、竝びに古風有るも、是れを以て世に蚩ちわる。其の事一に非ず。恆、宋泰始の初め、度支尙書と爲るも、父の疾及び身の疾に屬すること多きに坐して、有司の奏する所と爲る。明帝詔して曰く、殷道矜生まれながら

便病有るも、比ごろ更に横病無し。恆愚に因り惰に習い、久しく清敍を妨げれば、散騎常侍に左遷し、校尉を領せしめよ、と。〔南齊書〕卷四九 王奐傳附

とあるように、列曹尚書からみれば左遷ポストであった（なお『宋書』卷六三も同じ詔を載せるが、校尉を帶貼としたことは省略されている¹²⁾）。後に詳しく述べるが、もともと散騎常侍は侍中と類似した職掌を有し、地位もほぼ同格であったが、濫發されたために、貴族から敬遠されるポストとなり（ただし帶貼とする場合は除く）、格も侍中より低く扱われることとなった。殷恆の場合は侍中領五校尉より一等格の落ちるポストとして散騎常侍領校尉に左遷されているわけである。しかし、殷鈞の場合

は、
初め、天監六年、詔して、侍中・常侍並びに帷幄に侍するを以て、門下の二局を分けて集書に入れ、其の官品侍中に視^{なぞ}う。而れども華胄の悦ぶ所に非ず。〔梁書〕卷二 江革傳

と、あいかわらず貴族から嫌われてはいたものの、散騎常侍が梁の武帝によって侍中と同格に引き上げられている時期の例で、こちらは形式の上では侍中領步兵校尉と同じと見なすことができる。

逆に、侍中領五校尉から、帶貼なしの列曹尚書へと異動した事例も存在する。

宋 王奐 侍中領步兵校尉↓晉熙王鎮西長史・冠軍將軍・江夏武昌太守↓祠部尚書〔南齊書〕卷四九

齊 王騫 侍中領越騎校尉↓度支尚書〔梁書〕卷七

梁 謝舉 侍中領步兵校尉↓貞毅將軍・太尉臨川王長史↓左民尚書〔梁書〕卷三七

この様に、侍中領五校尉と列曹尚書の間で互換性のある異動がなされていることからすると、両者はほぼ同格の地位にあったと考えることができるであろう。

ただし例外もいくつか存在する。

梁 蕭琛 左民尚書領太子右衛率↓度支尚書領左驍騎將軍(?)↓領軍將軍↓祕書監・後軍將軍↓侍中(『梁書』卷二二)

謝璟 左民尚書↓明威將軍・東陽太守↓侍中(『梁書』卷五〇)

羊侃 都官尚書↓使持節・壯武將軍・衡州刺史↓侍中(『梁書』卷三九)

劉孺 都官尚書領右軍將軍↓守吏部尚書↓明威將軍・晉陵太守↓侍中領右軍將軍↓吏部尚書(『梁書』卷四一)

陳 徐孝克 都官尚書↓散騎常侍(『陳書』卷二六)

これらの例外は梁以後に集中しているのが特徴である。ただ、蕭琛の場合、彼はいったん領軍將軍まで昇進しており、そこから帶貼なしの侍中となったとは考えにくく、帶貼に関する記事が脱落しているのではないかと思われる。謝璟・羊侃・劉孺の事例に関してはIVにてふれる。最後の徐孝克の例に関しては、陳の最末期のことにつき残念ながらよくわからない。

(2) 前軍・後軍・左軍・右軍將軍

Iにおいてみたように、前軍・後軍・左軍・右軍將軍は五校尉より一段地位が高いので、これらの四將軍を帶貼した際の地位は、五校尉を帶貼としたときより一段上に位置すると豫想できる。しかし侍中がこれらの四將軍を帶貼とした具體例が少なく、またそれらの例の中でも帶貼を驍騎・游擊將軍へと進めることが多いので、侍中領五校尉のときのように、互換性のある異動をみつけることができない。しいて挙げるとすれば、

尋いで左民尚書に遷る。(褚)淵薨するに、澄錢萬一千を以て、招提寺に就きて太祖賜う所の淵の白貂坐褥を贖い、壞ちて裘及び纓を作る。又た淵の介幘犀導及び淵常に乗る所の黄牛を贖う。永明元年、御史中丞袁象の奏する所と爲り、免官禁錮となるも、原さる。侍中に遷り、右軍將軍を領す。(『南齊書』卷二三 褚澄傳)

という例である。左民尙書であつた褚澄が、いったん彈劾をうけながらも、免官禁錮をゆるされ、侍中領右軍將軍へと異動している。また、

上時に親しく朝政を覽、常に權臣下に移るを慮る。吏部尙書選舉の由る所なるを以て、其の勢力を軽くせんと欲す……是に於いて吏部尙書二人を置き、五兵尙書を省き、(謝) 莊及び度支尙書顧凱之並びに選職に補さる。右衛將軍に遷り、給事中を加う……(大明) 五年、又た侍中と爲り、前軍將軍を領す。〔宋書〕卷八五 謝莊傳)

という例も擧げることができる。ここでは吏部尙書を経由しているが、宋・孝武帝が吏部尙書の權限と地位を抑えるために、吏部尙書を分置した時期にあたるので、列曹尙書と同様に扱うことができる。逆に侍中領前軍・後軍・左軍・右軍將軍から帶貼なしの列曹尙書へと異動した事例は管見の限りみあたらない。

いっぽう、侍中領前軍・後軍・左軍・右軍將軍からの異動としては、次の例を擧げることができる。

宋 袁顗 侍中領前軍將軍↓吏部尙書〔宋書〕卷八四)

齊 蕭景先 侍中領左軍將軍↓兼領軍將軍↓中領軍〔南齊書〕卷三八)

梁 劉孺 侍中領右軍將軍↓吏部尙書〔梁書〕卷四一)

このように吏部尙書および同格の中領軍へと異動した例は存在するが、吏部尙書や中領軍・中護軍から侍中領前軍・後軍・左軍・右軍將軍へと異動した事例は、さきほどの謝莊の例をのぞいてみあたらない。よって、侍中領前軍・後軍・左軍・右軍將軍は列曹尙書と吏部尙書の間に位置すると推測することができよう。

(3) 驍騎・游擊將軍

同様の手段にて、侍中が驍騎・游擊將軍を帶貼としたときの地位を検討すると、吏部尙書や中領軍・中護軍と密接な關係にあることがわかる。まず侍中領驍騎・游擊將軍からの異動として、

宋 何偃 侍中領驍騎將軍→吏部尙書〔宋書〕卷五九

齊 蕭緬 侍中領驍騎將軍→中領軍〔南齊書〕卷四五

といった例を擧げることができ、また逆に、

宋 劉彧 中護軍→侍中領游擊將軍〔宋書〕卷八

齊 蕭惠基 吏部尙書→侍中領驍騎將軍〔南齊書〕卷四六

何昌寓 吏部尙書→侍中領驍騎將軍〔南齊書〕卷四三

と、吏部尙書、中領軍・中護軍から侍中領驍騎・游擊將軍へと異動する例も擧げることができる。さらに、

梁 王泰 吏部尙書→散騎常侍・左驍騎將軍〔梁書〕卷二二

という例も擧げられる。この散騎常侍は(1)で述べたとおり、侍中と同格とされていた時期のものである。梁では左右驍騎、左右游擊將軍が新設され、かつての驍騎・游擊將軍の一班上に位置し、かつての驍騎・游擊は雲騎・游騎將軍へとかわったのだが、宋齊以來の組み合わせが重視されたのであろう。なお、侍中が雲騎・游騎將軍を帶貼とした例は管見の限り見あたらない。

以上の例から、侍中領驍騎・游擊將軍と吏部尙書あるいは中領軍・中護軍との間で、互換性のある異動がなされており、これらはほぼ同格の地位にあったと考えられる。

(4) 左右衛

左右衛將軍は、宋の官品では四品と、三品の侍中に劣る。くわえて、『宋書』卷四一 劉瑀傳に

尋いで右衛將軍に轉ず。瑀侍中と爲らんことを願うも、得ず。親しくする所に謂いて曰く、人仕宦すれば出でずして當に入るべく、入らずして當に出ずべし。安んぞ戸限の上に長居する能わんや。

とあるため、侍中より劣ると思われがちであるが、梁班では侍中・左右衛將軍ともに12班である。また宋・齊においては侍中から左右衛將軍へと異動したのもおり、ほぼ侍中と同格と考えることができる。よって、ここでは左右衛將軍を本官として、給事中・散騎常侍を帶貼としたさいの地位を検討した後に、侍中領左右衛將軍の地位について考えたい。

(a) 給事中

左衛將軍加給事中にかんして、今までと同様に、Iで提示した昇進経路中の官との異動に注目してみると、以下のような事例をみつけることができる。

宋 羊玄保 都官尙書↓左衛將軍加給事中(『宋書』卷五四)

謝莊 吏部尙書↓右衛將軍加給事中(『宋書』卷八五)

梁 夏侯亶 都官尙書↓右衛將軍加給事中(『梁書』卷二八)

謝莊の事例は(2)においてすでに引用した、吏部尙書二人制時代の事例であり、列曹尙書から左右衛將軍加給事中へと異動していることが分かる。逆に左右衛將軍加給事中から列曹尙書への異動として

宋 沈曇慶 左衛將軍加給事中↓祠部尙書(『宋書』卷五四)

齊 胡諧之 左衛將軍加給事中↓都官尙書(『南齊書』卷三七)

という例を擧げることができる。なお、左右衛將軍から列曹尙書への異動は多くみられるが、列曹尙書から帶貼なしの左右衛將軍へと異動する事例は管見の限り見あたらない。

ただしこれにも例外がある。

前廢帝即位するに、御史中丞に除せらるも、拜さず。復た吏部尙書と爲る。永光元年、右衛將軍に徙り、給事中を加えらる。景和元年、復た入りて侍中と爲り、驍騎將軍を領す。〔宋書〕卷八九 袁粲傳

ここでは、吏部尙書から右衛將軍加給事中へと異動しているが、これは孝武帝による吏部尙書二人制が終了した直後の事例である。もしこの時點ですでに吏部尙書が舊來の地位に復していたとすれば、右衛將軍加給事中は降格となるが、同年に侍中領驍騎將軍へと異動している（前廢帝の即位が大明八年で、永光元年・景和元年は翌年にあたる）。もう一つの例外として、

齊 劉懷珍 都官尙書領前軍將軍↓相國右司馬↓左衛將軍加給事中〔南齊書〕卷二七

という事例があるが、左衛將軍加給事中となった翌年には帶貼を散騎常侍へとすすめている。こうした例外もあるが、列曹尙書と左右衛將軍加給事中は同格の地位にあったと考えられる。

また、(一)において、列曹尙書と侍中領五校尉が同格であることを推測したが、侍中領五校尉から左右衛將軍加給事中への異動として

宋 袁粲 侍中領長水校尉↓左衛將軍加給事中〔宋書〕卷八九

王景文(王彧) 侍中領射聲校尉↓右衛將軍加給事中〔宋書〕卷八五

齊 王晏 侍中祭酒領步兵校尉↓輔國將軍・司徒左長史↓左衛將軍給事中〔南齊書〕卷四二

という例を擧げることができる。ただ、侍中領五校尉から左右衛將軍加給事中への異動例はみあたらないため、兩者の高下を定めることはできないが、列曹尙書を媒介として、侍中領五校尉と左右衛將軍加給事中はほぼ同格の地位にあったのだろう。

(b) 散騎常侍

左右衛將軍加散騎常侍と互換異動をする内官は数少ないながら、次の例を擧げることができる。

梁 江淹 吏部尙書↓相國右長史、冠軍將軍↓散騎常侍・左衛將軍〔『梁書』卷一四〕

曹景宗 中護軍↓散騎常侍・右衛將軍〔『梁書』卷九〕

いずれも梁の事例であるが、散騎常侍が侍中と同格に引き上げられる以前のものである。また(3)において、侍中領驍騎・游擊將軍が、吏部尙書、中領軍・中護軍と同格であることを推測したが、

齊 蕭鸞 侍中領驍騎將軍↓散騎常侍・左衛將軍〔『南齊書』卷八〕

という例も傍證となるであろう。逆に散騎常侍・左衛將軍から、齊臺の官ではあるが

宋 王敬則 散騎常侍・右衛將軍↓(齊臺)中領軍〔『南齊書』卷二六〕

中領軍へと異動した例も擧げることができる。ただし、これにも例外がひとつあり、

齊 陳顯達 散騎常侍・左衛將軍・領衛尉↓中護軍〔『南齊書』卷二六〕

散騎常侍・左右衛將軍にくわえて衛尉も帶貼としている。ただ陳顯達は中護軍となった翌年には護軍將軍へと昇進している。こうした例外があるものの、左右衛將軍加散騎常侍は吏部尙書、中領軍・中護軍あるいは侍中領驍騎・游擊將軍とほぼ同格の地位にあったと思われる。

(c) 侍中

(3) および(b)から類推すれば、侍中領左右衛將軍は、吏部尙書、中領軍・中護軍の上に位置することは豫想できるが、宋代半ばまでは、侍中領驍騎・游擊將軍とおなじく、吏部尙書、中領軍・中護軍と同格であった。

宋 沈演之 侍中領右衛將軍↓中領軍（『宋書』卷六三）

蕭思話 侍中領左衛將軍↓監雍梁南北秦四州荊州之竟陵隨二郡諸軍事・右將軍・寧蠻校尉・雍州刺史↓吏部尚書

（未拜）（『宋書』卷七八）

これらはいずれも元嘉年間の事例である。元嘉年間の左右衛將軍と驍騎・游擊將軍の關係を考える上で、次の資料が参考となる。

上即位し、（王）華を以て侍中と爲し、驍騎將軍を領せしむ。未だ拜さざるに、右衛將軍に轉じ、侍中故の如し。（『宋書』卷六三 王華傳）

即位するに及び、又た曇首に謂いて曰く、宋昌獨り見ゆるに非ざれば、以て此れを致す無し、と。曇首を以て侍中と爲し、尋いで右衛將軍を領せしめ、驍騎將軍を領せしむ。（『宋書』卷六三 王曇首傳）

王華と王曇首は宋の文帝が即位した當初股肱とたのんだ人物である。その兩者の間で、帶貼の驍騎將軍と右衛將軍が交換されていることから、この時代は侍中領左右衛將軍と侍中領驍騎・游擊將軍の間にあまり格差がなかったことがわかる。

しかし、Ⅲにおいても述べるが、宋の明帝以後、驍騎・游擊以下の内號將軍が寒門軍功層に與えられるポストへと變化し、定員もなくなる。その頃から左右衛將軍と驍騎・游擊將軍との格差が開いていったのであろう。とはいうものの、侍中領左右衛將軍から

宋 柳元景 侍中領左衛將軍↓使持節・監雍梁南北秦四州荊州之竟陵隨二郡諸軍事・前將軍・寧蠻校尉・雍州刺史↓

護軍將軍、領石頭戍事（不拜）（『宋書』卷七七）

顏師伯 侍中領右衛將軍↓尚書右僕射（『宋書』卷七七）

という、尚書僕射、あるいは護軍將軍への異動はみられるものの、逆方向の異動はみられないので、兩者を同格とするの

はややためられるが、侍中領驍騎・游擊將軍、あるいは散騎常侍加左右衛將軍より上位にあることは疑いない。
 以上、はなはだ煩瑣であったが、本章で論じてきたことをまとめると、『通典』や『大唐六典』がのべる昇進經路と並行する侍中と左右衛將軍の序列——あくまでも目安ではあるが——を想定することができる。圖示すると、つぎのようになる。

尚書左右僕射、領軍將軍・護軍將軍	侍中領左右衛將軍(?)	
吏部尚書、中領軍・中護軍	侍中領驍騎・游擊將軍	散騎常侍・左右衛將軍
列曹尚書	侍中領前軍・後軍・左軍・右軍將軍	給事中・左右衛將軍
	侍中領五校尉	左右衛將軍
	侍中	

ここに復元した、侍中の序列は斷片的に使用されることが多いが、

宋 顏師伯 侍中↓右衛將軍↓去職↓持節・督青冀二州徐州之東安東莞兗州之濟北三郡諸軍事・輔國將軍・青冀二州

刺史↓進號征虜將軍↓侍中領右軍將軍↓吏部尚書領右軍將軍↓侍中領右衛將軍 (『宋書』卷七七)

劉韞 侍中↓荆湘州、南兗州刺史↓吳興太守↓侍中領左軍將軍↓侍中領驍騎將軍↓撫軍將軍・雍州刺史↓侍中

領右衛將軍 (『宋書』卷五一)

齊 王秀之 侍中祭酒↓都官尚書↓侍中領射聲校尉↓輔國將軍・隨王鎮西長史・南郡內史↓侍中領游擊將軍 (未拜)

(『南齊書』卷四六)

何昌胤 侍中↓西中郎長史・輔國將軍・南郡太守、行荆州事↓侍中領長水校尉↓吏部尚書↓侍中領驍騎將軍 (『南

齊書』卷四三)

といった例のように、侍中の序列を昇進していくケースもあったことを指摘しておく。

III

IIにおいて検討した侍中と内號將軍によって形成された序列のうち、驍騎・游擊將軍以下を帶貼とした場合には、職責は期待されていなかった。

これを傾らくして、吏部尙書と爲り、衣冠屬望するも、未だ選舉に及ばず、仍りに疾み、改めて散騎常侍・左驍騎將軍に除す。未だ拜さずして卒す〔『梁書』卷二一 王泰傳〕。

梁臺建つに、侍中と爲り、左民尙書に遷る。俄にして吏部尙書に轉ず。瞻の性率亮にして、選部に居り、擧ぐる所多く其の意を行う。頗ぶる酒を嗜み、毎に飲みて或いは日を竟えど、精神益ます朗瞻にして、簿領を廢さず。高祖毎に瞻の三術有るを稱す。射・棋・酒なり。尋いで左軍將軍を加うるも、疾を以て拜さず、仍りて侍中と爲し、驍騎將軍を領せしむ。未だ拜さずして卒す。〔『梁書』卷二一 王瞻傳〕。

還りて清官尙書と爲り、轉じて吏部を掌る。永明三年、久しく疾むを以て徙して侍中と爲し、驍騎將軍を領せしむ。

〔『南齊書』卷四六 蕭惠基傳〕

これらは、いずれも疾病を理由に侍中（散騎常侍）領驍騎將軍に任ぜられた事例である。また、IIの（一）にて引用した、『梁書』卷二七 殷鈞傳でもやはり疾病によって散騎常侍領步兵校尉とされており、これらの例に加えることができよう。要するに、侍中領驍騎將軍以下は、病人でもつとまるポストだったのである。その理由として、驍騎將軍以下の内號將軍の虚號化が第一に擧げられる。小尾孝夫氏は、帝權伸長をもくろむ宋・孝武帝のもと内號將軍が改編され、州鎮に對する抑止力として多大な効果があった、と指摘しておられるが、それに續く明帝期には、

驍騎より強弩將軍に至るまで、先に並びに各おの一人を置く。宋太宗泰始以來、多く軍功を以て此の官を得、今まだ

びに復た員無し。〔宋書〕卷四十 百官志下)

とあるように、軍功層に濫發され、驍騎・游擊將軍より以下の内號將軍には定員がなくなっていたのである。閻步克氏も指摘しておられるが、宋末の沈攸之の反亂の際に下された尙書の符の文中から同名の内號將軍を複数見つけ出すことができる。¹⁶⁾

いっぽう、本官である侍中も孝武帝期、中書舍人が重用されるのとは逆に、

宋孝武侍中四人を選ぶに、竝びに風貌を以てす。王彧・謝莊一雙と爲り、(阮)輅何偃と一雙と爲る。〔南齊書〕卷三二 阮輅傳)

と、才能ではなく、容貌によって選ばれるようになり、じじつ陸慧暉のように

後に用いて侍中と爲さんと欲するも、形短小なるを以て、乃ち止む。〔南齊書〕卷四二)

外見によって侍中への任官が拒否されることもあった。こうした風潮を『南齊書』の撰者、蕭子顯は、

史臣曰く、内侍樞近、世よ華選たり。金璫頰耀、朝の麗服なり。久しく儒藝を忘れ、専ら名家に授く。加うるに少姿を簡擇するを以てし、簪貂冠冕、蔭の通ずる所に基つき、才を後にし貌を先にし、事謁者に同じく、形骸を以て官と爲すこと、斯れ舊に違えり。辟強の漢朝に在るや、幼くして妙察あり。仲宣の魏國に處るや、容の陋しきを貶めらる。

何戡の讓、未だ深く前古の美を識る能わずと雖も、夫の尸官靦服する者と、何ぞ級を等しくせんや。〔南齊書〕卷三二 史臣曰)

と、侍中が、髭や聲の大きさを基準として選ばれた謁者¹⁷⁾と同じレベルに墮してしまったと嘆きつつも、「何戡の讓」を高く評價しているが、何戡は二九歳で侍中とされた際に、若年であることを理由に辭退しただけにすぎないのである。當時における侍中の職務の空洞化は、推して知るべしであろう。このように、侍中から侍中領驍騎・游擊將軍にいたるまでの序

列は、官人の地位を表すだけにすぎなかったのである。

侍中や散騎常侍以外に内號將軍を帶貼とした事例は、Iにてみたように黃門侍郎、太子中庶子を本官とした場合が多い。その場合も、侍中を辭退した殷景仁を黃門侍郎に任じて射聲校尉を帶貼させた事例にみられるように、内號將軍が分銅として用いられていることにはかわりない。黃門侍郎は侍中の屬僚であり、また太子中庶子は皇太子の侍中にあたるので、黃門侍郎・太子中庶子による内號將軍の帶貼は、侍中のミニチュア版と考えられる。

これら二つ以外に、内號將軍を帶貼とする例が多く、なおかつ侍中とのかかわりで、看過できないのが、やはり尙書である。列曹尙書が侍中からの昇進先にあたるため、

齊 張瓌 侍中領歩兵校尉↓都官尙書領歩兵校尉〔『南齊書』卷二四〕

江數 侍中領驍騎將軍↓都官尙書領驍騎將軍〔『南齊書』卷四三〕

帶貼がそのまま引き繼がれ、あるいは

宋 張岱 侍中領長水校尉↓度支尙書領左軍將軍〔『南齊書』卷三二〕

齊 蕭嵩 侍中領歩兵校尉↓中書令↓祠部尙書領驍騎將軍〔『南齊書』卷三五〕

何胤 侍中領歩兵校尉↓國子祭酒↓左民尙書領驍騎將軍〔『梁書』卷五一〕

王倫之 侍中領前軍將軍↓都官尙書領游擊將軍〔『南齊書』卷三二〕

本官と帶貼の兩方を昇進させるケースがみられる。さらに尙書は、侍中と同様に、

齊 張瓌 度支尙書↓冠軍將軍・鄱陽王北中郎長史・襄陽相・行雍州府州事↓征虜長史↓持節・督雍梁南北秦四州郢

州之竟陵司州之隨郡軍事・輔國將軍・雍州刺史↓領寧蠻校尉↓左民尙書領右軍將軍〔『南齊書』卷二四〕

虞棕 祠部尙書↓冠軍將軍、車騎長史↓度支尙書領歩兵校尉↓度支尙書領右軍將軍・兼將作大匠〔『南齊書』卷三七〕

梁 范岫 度支尚書↓散騎常侍・光祿大夫↓散騎常侍・光祿大夫領太子左衛率↓通直散騎常侍・右衛將軍↓晉陵太

守・中二千石↓祠部尚書領右驍騎將軍〔『梁書』卷二六〕

劉孺 左民尚書領步兵校尉↓仁威臨川王長史・江夏太守・貞威將軍↓寧遠將軍・司徒左長史↓都官尚書領右軍將

軍〔『梁書』卷四一〕

王峻 度支尚書↓度支尚書兼起部尚書↓征遠將軍・平西長史・南郡太守↓智武將軍・鎮西長史・蜀郡太守↓左民

尚書領步兵校尉〔『梁書』卷二一〕

陳 沈君理 守左民尚書（未拜）↓明威將軍・丹陽尹↓左民尚書領步兵校尉↓左民尚書領前軍將軍〔『陳書』卷三三〕

段階的に内號將軍を昇進させ、内號將軍を帶貼とした尚書が

齊 蕭鸞 度支尚書領右軍將軍↓侍中領驍騎將軍〔『南齊書』卷八〕

侍中の序列へと異動することもあった。さながら侍中の序列と尚書の序列は相互乗り入れの關係にあつたわけである。ち

なみに

陳 江總 侍中領左驍騎將軍↓左民尚書領左軍將軍〔『陳書』卷二七〕

という例があるので、侍中領驍騎・游擊將軍と列曹尚書領前軍・後軍・左軍・右軍がほぼ同じ位置にあつたことも推測で

きる。

ただし、尚書の帶貼の序列は侍中のそれとは異なる點がある。

上（何）戰を轉じて選を領せしめんと欲し、尚書令褚淵に問ひ、戰の資重きを以て、常侍を加えんと欲す。淵曰く、宋

世王球侍中・中書令より單に吏部尚書と作り、資戰と相い似たり。頃こころ選職昔に方べて小輕たれば、容に頓かに常侍を

加うべからず。聖旨毎に蟬冕を以て宜しく過多なるべからずとす。臣王儉と既已に左珥あり、若し復た戰に加うれば、

則ち八座に便ち三貂有り。若し帖するに驍・游を以てするも、亦た少なからずと爲す、と。乃ち戡を以て吏部尙書と爲し、驍騎將軍を加う。〔南齊書〕卷三一 何戡傳)

何戡が吏部尙書となつた際、帶貼として散騎常侍が加えられる所であつたが、すでに尙書令の褚淵と尙書僕射の王儉がすでに侍中を帶貼としていたため、尙書八座にこれ以上貂蟬(侍中・散騎常侍)をふやすべきではなく、散騎常侍にかえて驍騎・游擊將軍を帶貼とすべきであるとの褚淵の意見をうけて、何戡は吏部尙書領驍騎將軍となつた。すなわち、尙書は侍中の場合と同じく、五校尉、前軍・後軍・左軍・右軍將軍、驍騎・游擊將軍を階層的に帶貼とするが、そこからは左右衛將軍ではなく、散騎常侍へ、最終的には侍中へと帶貼を進めていたのであつた。

それでは、最後に侍中の序列の意義について、また、尙書に類似の序列があらわれる理由について考えてみたい。

IV

そもそもなぜ魏晉南北朝の官僚の肩書きは煩雜なのであろうか。外官に關しては、外號將軍の濫發と、都督府の發展が原因である。地方官と將軍府・都督府の官を兼任し、それにくわえて將軍號をも帶びる事例は枚擧にいとまがない。こうした狀況が改善されることなく、隋の文帝の官制改革まで續くことは周知の通りである。

もう一つ、肩書きを煩雜にしている原因として、侍中・散騎常侍・給事中といった官職が加官として多く與えられている點が擧げられる。内官であるはずのこれらの官職が地方官はおろか、外國の王にも與えられている例が見受けられるが、その淵源をさかのぼると、二つの源にたどり着く。第一に、曹魏において太尉の司馬懿と大將軍の曹爽に侍中が與えられたことを起源とする、一品官への加官。第二に、後漢末に侍中・守尙書令となつた荀顛を起源とする尙書系統への加官で

あり、本稿と關連があるのはいうまでもなく後者である。『三國志』卷十 荀彧傳には

太祖遂に洛陽に至り、天子を奉迎して許に都す。天子太祖を大將軍に拜し、彧を進めて漢の侍中と爲し、尙書令に守
たらしむ。常に中に居りて重きを持し、太祖征伐して外に在りと雖も、軍國の事皆な彧と籌る。

と、曹操が獻帝を許昌に奉じた際、腹心の荀彧を侍中・尙書令とし、荀彧は曹操に疎んぜられるまでの間、この二職を
兼任し續け、曹操の覇業に貢獻した。ここでは「中に居りて重きを持」という抽象的な表現が用いられているが、曹操
が權力を握り續けるうえでの制度上の裏づけがあったと考えられる。

漢代の制書、すなわち詔敕は

制書とは、帝者の制度の命なり。其の文に曰く、三公に制詔す、と。皆な璽もて封じ、尙書令の印もて重ねて封じ、
州郡に露布するなり。〔後漢書〕光武帝紀注引『漢官解詁』

とあるように、皇帝璽と尙書令の印によって二重に封印されていた。そのうちのひとつの皇帝璽は

皇帝六璽、皆な白玉螭虎紐。文に曰く、皇帝行璽、皇帝之璽、皇帝信璽、天子行璽、天子之璽、天子信璽と曰い、凡
そ六璽なり。皇帝綬を帶ぶるに、黃地六采、璽を佩びず、金銀を以て滕組す。侍中組負して以て従う。〔續漢書〕輿服

志下注引『漢舊儀』

とあるように、皇帝が自分の體に帶びていたのではなく、侍中が所持していたのである。つまり荀彧は侍中・尙書令と
なることによって、制書を出すために必要な二つの印璽を手に行ける立場にあったのである。

そして、これが前例となつて曹魏に繼承される。曹魏では侍中を兼任した尙書令・尙書僕射を多く見出すことができる。²³⁾
また曹魏では新たに詔敕を起草する官として、中書監・令を新設したが、最初の中書監・令となつた劉放・孫資にも

正始元年春二月乙丑、侍中中書監劉放・侍中中書令孫資に加えて左右光祿大夫と爲す。〔三國志〕卷四 三少帝紀 齊王

芳)

と、侍中が加えられており、侍中が加わる対象は中書にも擴大していった。王朝交代期ならともかく、曹魏以後も尚書に侍中が加えられ続けた理由は今ひとつ判然としない。侍中の職掌として、尚書の作成する上奏文——ありていに言えば詔敕の原案——にコミットできるため、²⁴⁾尚書や中書に任ぜられた人物に侍中を加えることによって相對的に侍中の力を弱め、上奏を通過させやすくする特權ではないかと推測するにとどめておきたい。²⁵⁾

侍中につぐ加官として多く用いられたのが、曹魏において新設された散騎常侍である。散騎常侍は、後漢において宦官が任ぜられていた中常侍を改變して、士人を任命できるようにしたものであり、その官服も中常侍のそれをひきついでて

侍中：御殿に登らば、散騎常侍と對いて扶け、侍中左に居り、常侍右に居り、『晉書』卷二四 職官志。

武冠、一名武弁、一名大冠、一名繁冠、一名建冠、一名籠冠、即ち古の惠文冠なり：侍中・常侍則ち金璫を加え、蟬を附して飾と爲し、挿すに貂毛を以てし、黄金竿と爲す。侍中左に挿し、常侍右に挿す『晉書』卷二五 輿服志。

と、侍中と左右對稱になる形で皇帝を挾んで侍立し、貂蟬をつけた。職掌に關しても、『晉書』卷二四 百官志には魏より晉に至るまで、散騎常侍・侍郎侍中・黃門侍郎と共に尚書奏事を平す。江左乃ち罷む。

とあり、侍中や黃門侍郎と同じく尚書からの上奏にコミットできることから、やはり曹魏・西晉では尚書・中書系統の官に加えることが數多く見られる。やはりその理由は判然とはしないが、侍中に加えられたのと同じ理由によるものである。

こうした點から下倉涉氏は曹魏西晉期の散騎常侍を高く評價するが、²⁶⁾實際の權限は侍中に及ぶべくもなかった。それを端的に示すのが以下の記事である。

(孫 秀等諸軍を部分し、腹心を分布し、散騎常侍・義陽王威をして侍中を兼ねしめ、詔命を出納せしめ、矯めて禪讓の詔を作らしめ、使持節・尚書令滿奮をして、僕射崔隨副と爲し、皇帝の璽綬を奉じて以て位を倫に禪らしむ。〔晉書〕
卷五九 趙王倫傳)

これは、いわゆる八王の亂の際に、趙王の司馬倫が篡奪をはたらいた際の記事であるが、『資治通鑑』はこのときの状況をさらに詳しく傳えている。

散騎常侍義陽王威、望の孫なり、素より倫に諂い事う。倫威を以て侍中を兼ね、威をして逼りて帝の璽綬を奪い、禪詔を作らしむ。又た尚書令滿奮をして節を持し、璽綬を奉じて、位を倫に禪らしむ。〔資治通鑑〕卷八四 晉紀六 永寧元年)

この時、義陽王の司馬威が惠帝から皇帝の璽と綬を奪って禪讓の詔をでっちあげるのだが、散騎常侍であった司馬威にわざわざ侍中を兼任させて、璽綬を奪っている點が注目される。換言すれば、散騎常侍は、侍中と外見・職掌は瓜二つでも、詔敕の效力を付與する皇帝の璽綬に觸れることはできなかったのである。そうした散騎常侍の地位低下は避けられず、また加官としても大量にばらまかれることとなった。やはり趙王司馬倫篡奪後の記事として、

趙王位を篡いし時、侍中・常侍九十七人あり。朝する毎に、小人庭に滿ち、貂蟬座に半ばす。時人の謠に曰く、貂足らず、狗尾續く、と。〔文選〕卷三八 「爲范尚書讓吏部封侯表」 李善注所引虞預「晉錄」

と、侍中や常侍が百名近くいたことを記すが、流石に侍中が濫發されることはなかったようで、西晉末から東晉にかけてもっぱら散騎常侍——無論職責など期待されてはいない——が濫發され

建武の初め、中書令と爲り、散騎常侍を加うるも、又た老疾を以て固辭す：是において改めて太常を拜し、常侍故の如し。循九卿舊て官を加えず、今また疾患有り、宜しく兼ねて此の職に處るべからずと似い、惟だ太常を拜するの

み。〔晉書〕卷六八 賀循傳

とあるように、賀循はここでは病氣を理由に辭退してはいるが、本來散騎常侍を加えられるべきではない官にも與えられないようになっていったのである。それに加えて、南朝においては、寒人軍功層の臺頭と對應して、

明年、入りて驍騎將軍となり、通直散騎常侍を加えらる。前世の加官、唯だ散騎常侍のみにして、通直員外の文無し。

太宗以來、多く軍功に因りて大位に至る。資輕くして常侍を加う者、往往にして通直・員外なり。〔宋書〕卷八三 任農夫傳

と、散騎常侍のバリエーションである通直散騎常侍、員外散騎常侍も加官としてばらまかれていった。

もとより、南朝においては、こうした散騎常侍の地位低下にたいして、手を拱いていたわけではない。宋の孝武帝は

初め、晉世散騎常侍選望甚だ重く、侍中と異らず。其の後職任閑散として、人を用いること漸く輕し。孝建三年、世

祖其の選を重くせんと欲す。〔宋書〕卷八四 孔顛傳

と、散騎常侍の選舉を慎重に行うことよって、その地位向上をはかり、また梁の武帝も前述したように散騎常侍を侍中と同格に引き上げようとしていた。兩者ともそのころみは頓挫することになるが、散騎常侍の地位向上に腐心していたことはかねてから指摘されてきたことである。これらの措置は帶貼ではなく本官としての散騎常侍の地位向上をねらったものであるが、帶貼に關しても、『南齊書』何戢傳が「聖旨毎に蟬冕を以て宜しく過多なるべからず」と述べていたように、蟬冕——すなわち散騎常侍の濫發を制限しようとしていたのである。

一方の、尙書令・司空へと向かう昇進の起點である侍中の側はどうであったか。まず、宋の文帝が何故「侍中領衛」を「宰相の便坐」と手放しの評價を與えているのか、溯って考えてみる必要がある。内號將軍を帶貼とする例は西晉では數多く見つけることができる。すなわち八王の亂に前後して、宗室達は洛陽城の兵力を掌握すべく、内號將軍を競って帶貼

しあつたからである。ただ、彼らのほとんどが高位の外號將軍を本官としており、ここであつかう「侍中領衛」とは直接つながらない。また、東晉に入ると、内號將軍を帶貼とする事例は、蘇峻の亂が終息するころまでみられるが、その後はぶつりと途絶えるのである。もちろん『晉書』の資料上の不備は考慮しなければならないが、内號將軍を帶貼とする例はみられなくなる(ただし領軍・護軍將軍、中領軍・中護軍はその限りではない)。そして、東晉中期に内號將軍を帶貼したひさかたぶりの例として、最初の「侍中領衛」が登場する。簡文帝期に侍中領左衛將軍となつた、王坦之である。

王坦之は、謝安とともに桓溫の篡奪を阻止したことで知られる。謝安は九錫を望む桓溫の死期が近いことを知り、九錫を賜與する旨の詔敕の草稿を何度も書き換えさせて時間をかせぎ、桓溫を悶死せしめたが、王坦之はそれに先立って、簡文帝の遺詔を破棄して書き換えている。

出でて大司馬桓溫の長史と爲る。尋いで父の憂を以て職を去る。服闋きて、徵せられて侍中を拜し、父の爵を襲ぐ……海西公廢せられ、左衛將軍を領す……簡文帝崩に臨み、大司馬溫に詔して周公居攝の故事に依らしめんとす。坦之自ら詔を持って入り、帝の前においてこれを毀つ。帝曰く、天下、儻來の運なり。卿何ぞ嫌う所あらん、と。坦之曰く、天下、宣元の天下なり。陛下何ぞこれを專らにするを得ん、と。帝乃ち坦之をして詔を改めしむ。(『晉書』卷七五 王坦之傳)

『資治通鑑』はさらに詳しく、

遺詔、大司馬溫周公居攝の故事に依れ。又た曰く、少子輔くべき者ならばこれを輔け、如し可ならざれば、君自らこれを取れ、と。侍中王坦之自ら詔を持って入り、帝の前においてこれを毀つ。帝曰く、天下、儻來の運なり。卿何ぞ嫌う所あらん、と。坦之曰く、天下、宣元の天下なり。陛下何ぞこれを專らにするを得ん、と。帝乃ち坦之をして詔を改めしむ。曰く、家國の事一に大司馬に稟けること、諸葛武侯・王丞相の故事の如くす。是の日、帝崩す。(『資治通

鑑』卷一〇三 晉紀二五 咸安二年七月條)

とする。最初の遺詔は劉備の遺詔を引用し、篡奪を容認するものであったが、諸葛亮・王導という、權臣でありながら篡奪することなく王朝の存続に力を盡くした人物を引き合いに出すことによって、晉の繼續を明確に宣言し桓溫の氣勢をそいだ。その際に王坦之は侍中領左衛將軍だったのである。遺詔が詔敕としての效力が発生する以前にさしとめることができたのは、いうまでもなく皇帝璽に關わり得る侍中の職權によるものである。

當時の侍中と左衛將軍について考える上で缺かせないのが、桓溫が推し進めた「省官併職」である。これに關しては川合安氏の專論があり、氏によると、「省官併職」の骨子は、①九卿の冗員を削減して他官と統合、②侍中・散騎常侍・黃門侍郎の定員を四名から二名へ、著作佐郎の定員を八名から四名へと削減、③游擊將軍、前軍・後軍・右軍、五校尉、三將（虎賁中郎將、冗從僕射、羽林監）を廢止、左軍將軍を游擊將軍へと改稱することによる内號將軍の冗員の削減、この三點である。まず③に關して、川合氏の指摘によると、内號將軍のうち廢止されたものは、當時すでに統括する兵員がない冗官であったが（換言すると左右衛將軍、驍騎將軍には統括兵員があった）、私兵を率いて宿衛の任にあたることもあったようである。措置は冗官削減を名目とした、皇帝周邊の兵力削減が目的であったといえる。つぎに②に關しては、侍中の定員を削減することによって、尙書（當時桓溫が掌握していた）の影響力を強くすることが目的であった。こうして篡奪への準備を着々と進めた桓溫であったが、二名に削減された侍中のひとりであり、かつ、皇帝周邊の宿衛兵を率いる王坦之によって、桓溫の意圖は挫かれてしまったのである。

桓溫没後、「省官併職」は謝安によって否定されて舊に復したが、簡文帝に續く孝武帝期にも、宗室の司馬恬、また王坦之の子、王愷があいついで侍中領衛となつた。そして再び侍中領衛が重要な役割を果たすことになる。

玄將に亂を爲さんとするに、詔命を總領せしめ、以て侍中と爲し、左衛將軍を領せしむ。玄の九錫、仲文の辭なり。

『晉書』卷九九 殷仲文傳

半ば意趣返しであろうが、桓温の子、桓玄が篡奪する前段階として、桓玄の姉の夫である殷仲文を侍中領衛として、今度は桓玄が侍中領衛を押さえることによって、父が手に入れられなかった九錫を得ることに成功し、篡奪の足がかりとしたのである。桓温・桓玄親子の専權期には、侍中領衛の動向——皇帝と權臣のどちらが掌握するか——によって王朝の命運は左右されたといえる。

そして三度重要な局面が訪れるのが、宋の文帝の最初期である。周知の通り文帝は、徐羨之、傅亮、謝晦ら劉裕以來の功臣によって少帝が廢位された後に即位し、その地位ははなはだ不安定であった。當初文帝は即位をためらっていたが、文帝の屬僚であった王華のすすめによって即位した後、Ⅱでも觸れたように王華を侍中領右衛將軍、同じく屬僚の王曇首を侍中領驍騎將軍とし、彼らの力によって文帝は徐羨之、傅亮、謝晦の抹殺に成功したのである。またもう一人、即位以前の文帝とはとりたてて關係はなかったが、少帝期に侍中を固辭して政權から距離をとっていた殷景仁を侍中として左衛將軍を領させている。こうして文帝の初期には定員四名の侍中のうち、三名が皇帝周邊の兵力を掌握していたのであった。野田俊昭氏はこの間における侍中の役割を高く評價するが、彼らが左右衛將軍・驍騎將軍を帶貼していたことを看過してはならないし、文帝の「宰相の便坐」という評價は、單にその地位のみならず、桓温以來侍中領衛が果たしてきた役割を念頭においたものと考えなければならぬ。³¹⁾

そのうち侍中が外見で選ばれるようになり、驍騎將軍以下も無員となって、侍中領衛につぐ侍中領驍騎將軍が、單なる官人の地位のみを示す官へと變化していくことは前述した。それではなぜ侍中はなおも内號將軍を歩兵校尉から階層的に帶貼とし續けたのであろうか。

侍中から列曹尚書という昇進ルート逆行するさいに、帶貼が加わる事例を紹介してきたが、そもそもなぜ昇進ルート

を逆行する事態が生じたのであろうか。再び、冒頭にて引用した江敷傳をみてみよう。

(永明)七年、徙りて侍中と爲り、驍騎將軍を領す。尋いで都官尙書に轉じ、驍騎將軍を領す。王晏世祖に啓して曰く、江敷今ま重ねて禮閣に登り、六軍を兼掌す。慈渥の軍ぶ所にして、寔に優忝有り。但だ其の事任を語らば、殆ど閑輩に同じ。天旨既に其の名位を升さんと欲するも、愚謂えらく侍中を以て驍騎を領するは、望實清顯にして、納言と殊なる有り、と。上曰く、敷常に吾に啓し、其の鼻中の惡と爲る。今ま既に何胤・王瑩を以て門下に還す、故に此の回

換有るのみ、と。(『南齊書』卷四三 江敷傳)

江敷は侍中領驍騎將軍から都官尙書領驍騎將軍へと轉じている。帶貼がそのまま繼續されているから、侍中から列曹尙書へとという昇進コースにのっとったものである。江敷の昇進の理由は、「敷常に吾に啓し、其の鼻中の惡と爲る」と、齊の武帝にさかんに意見具申を行ったからであった。皇帝への意見具申はもとより侍中の職掌のひとつであるが、その任をまじめに果たしたために、昇進という形で追い出されてしまったのである。その際王晏が「納言と殊なる有り」と述べているように、納言、すなわち昇進先であるはずの列曹尙書が、「殆ど閑輩に同じ」とされており、侍中の方が高く評價されていることがわかる。

他にも、列曹尙書より侍中が高く評價されているエピソードとして、次の資料が挙げられる。

(永明)六年、都官尙書に遷る。上(胡)諧之を遷さんと欲し、嘗て從容として諧之に謂いて曰く、江州幾くの侍中有らんや、と。諧之答えて曰く、近世唯だ程道惠一人有るのみ、と。上曰く。當に二有らしむべし、と。後に以て尙書令

王儉に語るに、儉の意更に異れば、乃ち以て太子中庶子と爲し、左衛率を領せしむ。(『南齊書』卷三七 胡諧之傳)

名門中の名門であった王儉が南人を抑壓したエピソードとしてよく引用される資料であるが、都官尙書から侍中への異動が取り沙汰されている。

さらにもう一つ。齊の陸慧曉が容姿によって侍中になれなかつた事例を先に紹介したが、それにはつぎのような後日談がある。

崔慧景の事平らぐに、右軍將軍を領す。出でて南徐州を監す。朝議又た以て侍中と爲さんと欲す。王亮曰く、濟・河人を須つ。今ま且らく朝廷に就きてこれを借り、以て南兗州に鎮せしめん、と。王瑩・王志皆な曰く、侍中彌ひましく英華を須う。方鎮猶お應に選ぶ者有るべし、と。亮曰く、其の二者を角かどぶれば、則ち貂璫緩く、寇を拒ぐは切なり。當今朝廷甚だ弱ければ、宜しく切に従うべし、と。乃ち以て輔國將軍・南兗州刺史と爲し、督を加う。〔南史〕卷四八 陸慧曉傳)

陸慧曉が五兵尙書領右軍將軍となつたのちのこと、朝議にて、南徐州へと轉任した彼を再び侍中に任官しようということになった。以前は容姿によって侍中任官が拒否されたにもかかわらず、「彌ひましく英華を須う」とは噴飯ものの言い種であるが、やはり列曹尙書から侍中への異動が論じられているのである。

この様に尙書から侍中への逆行がしばしば取り沙汰され、しかもその方が價值が高いとみなされた原因として、王晏が都官尙書を「殆ど閑輩に同じ」と述べていたが、宋以後の寒門の臺頭によって、軍職を叩き上げで昇進してきた人物が、領軍將軍・護軍將軍、中領軍・中護軍に就任する事例は珍しくなくなってきた。それに加えて、侍中を経由せず列曹尙書に任ぜられる事例も現れ始めるのである。³³⁾ それと反比例して、職掌は無いに等しいながらも、容姿や家格によって就官を拒否し得る侍中の價值は高くなっていった。事實、侍中が散騎常侍と同格とされていた梁代では、IIの(1)の、謝璟・羊侃・劉孺の事例に見られたように、列曹尙書と侍中が逆轉してしまっていた。

そうすると、やや後の時代の事例であるが、

(王)峻性詳雅にして、趨競の心無し。嘗て謝覽と約すらく、官侍中に至らば、復た進仕を謀らざらん、と。〔梁書〕卷

二一 王峻傳

と、侍中まで昇進できれば充分だと考える人物も現れるようになり、昇進経路と逆行してでも侍中への任官を望む人物も多かつたであろう。そうした現象と對應して、侍中に内號將軍という分銅を付與することによって官人としての地位を表象することが行われ、侍中から列曹尙書へと昇進する経路に平行する、侍中領校から侍中領驍騎、あるいは侍中領衛へとつづく序列が形成されていたと思われる。

ふたたび尙書の側にもどると、侍中が内號將軍を帶貼としたまま昇進してくることは散騎常侍の濫發をさけたいという當局にとってはきわめて好都合であった。『陳書』卷十八 韋翻傳は梁以後の驍騎將軍について次のように述べる。

驍騎の職、舊て營兵を領し、兼ねて宿衛を統ぶ。梁代より已來、其の任賧いよ重く、出づれば則ち羽儀道を清め、入れば則ち二衛と通直し、臨軒すれば則ち殿に升りて俠侍す。

臨軒の際に驍騎將軍が皇帝を挾んで侍立することが評價されているが、これは梁以後の驍騎將軍のみに限ったことではない。梁以前にも

凡そ大使を遣わして皇后・三公を拜す、及び皇太子を冠す、及び蕃王を拜するに、帝皆な臨軒す。其の儀：軍校・侍中・散騎常侍・給事黃門侍郎・散騎侍郎殿を升りて御座を夾む。〔宋書〕卷十四 禮志一

と皇后などの拜命の際に侍中・散騎常侍と並んで軍校が御座に侍立しており、軍禮においても同様に

太祖位に在り、故事に依りて衆軍を肄習せんとし、漢・魏の禮を兼用す。其の後時を以て武を宣武堂に講ず：帝若し躬親ら禽を射んとすれば、御戎服を變え、内外從官以て虎賁に及ぶまで悉く服を變えること、校獵の儀の如くす：三嚴の後二刻、正直侍中外辨ずと奏す。皇帝黑介幘單衣を著く。正次直侍中・散騎常侍・給事黃門侍郎・軍校進みて御坐を夾む。(同右)

とあって、軍校が侍中や散騎常侍とともに皇帝の御座に侍立している。ここに見える軍校とは無論内號將軍のことである。⁽³⁴⁾これらの軍校には貂蟬こそないが、まぎれもなく皇帝の近侍であり、散騎常侍の代用品としてうってつけだったのである。東晉末から宋初にかけて重要な役割を果たした侍中領衛が理想的な地位として高く評價されていたことに加え、昇進経路を逆行してでも侍中を望む官人と、魏晉以來續く、帶貼としての散騎常侍の濫發を制限したい當局の思惑が合致したことによって、南朝では上級官僚の間でさかんに内號將軍が帶貼とされるようになったのであろう。

おわりに

以上、侍中領衛の具體的な地位や淵源にかんして検討してきた。極めて些末ではあったが、内號將軍が分銅として用いられていることを確認し、閻步克・岡部毅史兩氏の所説を補強しえたと考える。

こうした分銅の機能はむしろ内號將軍のみにとどまるものではなく、外號將軍にも適用可能である。今後の展望にかえて具體例を簡単に紹介しておきたい。

齊 王慈 司徒左長史、兼侍中↓輔國將軍・豫章内史↓父憂去官↓建武將軍・吳郡太守↓寧朔將軍、大司馬長史↓侍中領步兵校尉〔南齊書〕卷四六

これはⅡの(1)において引用した事例であるが、豫章内史から揚州の大郡である吳郡太守への異動にさいして、外號將軍が輔國將軍から數等格が落ちる建武將軍へと降格され、大司馬長史への異動のさいには、建武將軍よりやや格の高い寧朔將軍へと昇格している。

また、天監七年と大通三年の二度にわたって外號將軍が再編成された梁以降においても分銅としての機能は繼承されている。

蕭恢 使持節・散騎常侍・都督青寧南北秦沙七州諸軍事・鎮西將軍・益州刺史

↓侍中・安前將軍・領軍將軍〔『梁書』卷二二〕

蕭繹 使持節・都督荆湘益寧南梁六州諸軍事・鎮西將軍・荊州刺史

↓安右將軍・護軍將軍・領石頭戍軍事

↓使持節・都督江州諸軍事・鎮南將軍・江州刺史〔『梁書』卷五〕

蕭恢は天監年間の事例で、鎮西將軍(22班)から安前將軍(21班)へと外號將軍は降格されている。蕭繹は大同年間の事例で、やはり鎮西將軍(32班)から安右將軍(31班)へと降格し、そして江州刺史への轉出にともないふたたび鎮南將軍(32班)へと引き上げられている。もとよりこれらの事例は單純な降格人事ではなく、地方官から領軍將軍・護軍將軍となったために、バランスをとるべく外號將軍が引き下げられているわけである。

これらの事例にみたように、外號將軍が分銅として用いられる際には、内號將軍とは異なり、内官と外官、あるいは外官同士でのバランスをとるために用いられることがしばしば見られるが、梁もふくめて南朝の地方官の地位は不明瞭であり、検討すべき問題は多岐にわたる。しかしながら、魏晉にさかのぼって類例をあつめて整理・検討することによって、従來とはことなる視點から梁の武帝による外號將軍整備の意圖について論ずることができるのではないかと考える。今後の課題としたい。

注

- (1) 『南齊書』卷十六 百官志
左右二衛將軍、驍騎將軍・游擊將軍。晉世以來、謂領・護至驍・游爲六軍。二衛置司馬次官功曹主簿以下。左右二中郎將。前軍將軍・後軍將軍・左軍將軍・右軍將軍、號四軍。屯騎・步兵・射聲・越騎・長水五校尉、虎賁中郎將、冗從僕射、羽林監、積射將軍・彊弩將軍、殿中將軍・員外殿中將軍、殿中司馬督、武衛將軍、武騎常侍。自二衛・四軍・五校已下、謂之西省、而散騎爲東省。
- (2) 周一良「南齊書・丘靈鞠傳」試釋兼論南朝文武官位及清濁「魏晉南北朝史論(周一良集第一卷)」(遼寧教育出版社、一九九八)。
『眞誥』のテキストは、吉川忠夫・麥谷邦夫編『眞誥研究(譯注篇)』(京都大學人文科學研究所、二〇〇〇)に據った。
- (3) 岡部毅史「晉南朝の免官について―免所居官」の分析を中心に―『東方學』三二、二〇〇二。
- (4) 閻步克「仕途視角中的南朝西省」(『中國學術』二〇〇〇年第一期)。
『宋書』卷一 武帝紀中
今遣使持節・兼太保・散騎常侍・光祿大夫澹、兼太尉・尚書宣範奉皇帝璽綬、受終之禮、一如唐虞・漢魏故事。
- (5) 『梁書』卷五三 良史傳 庾嶷
齊永明中、與魏和親、以嶷兼散騎常侍報使、還拜散騎侍郎、知東宮管記事。
- (6) 『宋書』卷三九 百官志上
若營宗廟宮室、則置起部尚書、事畢省。
『梁書』卷二一 王峻傳
視事三年、徵拜侍中、遷度支尚書。又以本官兼起部尚書、監起太極殿。
- (7) 『梁書』卷三三 劉孝綽傳
遷員外散騎常侍、兼廷尉卿、頃之即真。
- (8) 『南齊書』卷三 殷景仁傳
子道裕、幼而不慧、官至太中大夫。道裕子恆、太宗世爲侍中、度支尚書、屬父疾積久、爲有司所奏。詔曰、道裕生便有病、無更橫疾。恆因愚習惰、久妨清序、可降爲散騎常侍。
- (9) 途中で領軍將軍を兼ねているが、本紀では侍中から中領軍に異動したことになっている。
『南齊書』卷三 武帝紀
(永明元年正月)庚申、以侍中蕭景先爲中領軍。
本傳では護軍とあるが、『梁書』卷二 武帝紀中に
(大監四年二月)戊戌、以前鄧州刺史曹景宗爲中護軍。
とあるのにしたがう。
- (10) 宮崎市定「南朝における流品の發達 四 清要官の發達」(『九品官人法の研究―科擧前史―』第二編第三章(一九五六、東洋史研究會))。
中村圭爾「九品官制における官歴」(『六朝貴族制研究』(風間書房、一九八七)第二編第二章)。
- (11) 『宋書』卷六三 殷景仁傳
少帝即位、入補侍中、襲表辭讓、詔曰、景仁退挹之懷、有不可改、除黃門侍郎、以申君子之請。尋領射聲。
- (12) 『宋書』卷四〇 百官志下
(太子)中庶子、四人。職如侍中。漢東京員五人、晉減爲四人。秩六百石。
- (13) 『宋書』卷七四 沈攸之傳に引用された尚書の符からは、驍騎將軍二名(王敬則、蕭順之)、游擊將軍三名(呂安國、垣崇祖、王救勤)、屯騎校尉三名(王宜與、崔慧景、曹虎頭)が確認できる。
- (14) 『北堂書鈔』卷六二所引『漢舊儀』
謁者缺、選郎中(令)美鬚眉大音者以補之。
- (15) 『宋書』卷六三 殷景仁傳
少帝即位、入補侍中、襲表辭讓、詔曰、景仁退挹之懷、有不可改、除黃門侍郎、以申君子之請。尋領射聲。
- (16) 『宋書』卷四〇 百官志下
(太子)中庶子、四人。職如侍中。漢東京員五人、晉減爲四人。秩六百石。
- (17) 『宋書』卷七四 沈攸之傳に引用された尚書の符からは、驍騎將軍二名(王敬則、蕭順之)、游擊將軍三名(呂安國、垣崇祖、王救勤)、屯騎校尉三名(王宜與、崔慧景、曹虎頭)が確認できる。
- (18) 『北堂書鈔』卷六二所引『漢舊儀』
謁者缺、選郎中(令)美鬚眉大音者以補之。
- (19) 『宋書』卷六三 殷景仁傳
少帝即位、入補侍中、襲表辭讓、詔曰、景仁退挹之懷、有不可改、除黃門侍郎、以申君子之請。尋領射聲。
- (20) 『宋書』卷四〇 百官志下
(太子)中庶子、四人。職如侍中。漢東京員五人、晉減爲四人。秩六百石。

(20) 帶貼が内號將軍から散騎常侍、侍中へとつながった事例として次の例を擧げることができる。

陳 孫瑒 度支尚書領步兵校尉、度支尚書加散騎常侍、侍中・祠部尚書(『陳書』卷二五)

ただし、尚書右僕射が帶貼とした例が二つ(王景文(『宋書』卷八五)、蕭鸞(『南齊書』卷六))、吏部尚書が帶貼とした例が二つ(王晏(『南齊書』卷四二)、王志(『梁書』卷二二))ある。

(21) 『魏書』卷九 諸夏侯曹爽

帝寢疾、乃引爽入臥内、拜大將軍、假節鉞、都督中外諸軍事、錄尚書事、與太尉司馬宣王並受遺詔輔少主。明帝崩、齊王即位、加爽侍中、改封武安侯、邑萬二千戶、賜劍履上殿、入朝不趨、贊拜不名。

『晉書』卷一 宣帝紀

及齊王卽帝位、遷侍中・持節・都督中外諸軍・錄尚書事、與爽各統兵三千人、共執朝政、更直殿中、乘輿入殿。

(22) 後漢時代における侍中・尚書の兼任の事例は

桓帝即位、以明尚書徵入勸講、拜太中大夫・左中郎將、遷侍中・尚書(『後漢書』列傳四四 楊秉傳)。

程度の記事しか見あたらない。『後漢紀』には

(劉陶) 辟司徒府、遷尚書・侍中、以數直諫、爲權臣所惡、徙爲京兆尹(卷二四 中平元年)。

(黃琬) 擢爲青州刺史、遷侍中・尚書(卷一七 初平三年)。

という事例もあるが、もとより兼任であるかどうかは疑わしい。

(23) 尚書令と侍中を兼任した例として、桓階(『三國志』卷二二)、陳矯(『三國志』卷二二)、司馬孚(『晉書』卷三七)があり、尚書僕射と侍中を兼任した例として陳羣(『三國志』卷二二)、司馬懿(『晉書』卷一八)、衛臻(『三國志』卷二二)、徐宣(『三國志』卷二二)、陳泰(『三國志』卷二二)、盧毓(『三國志』卷二二)がある。

(24) 『續漢書』百官志三注引『獻帝起居注』

獻帝起居注曰、帝初卽位、初置侍中・給事黃門侍郎、員各六人、出入禁中、近侍帷幄、省尚書事。改給事黃門侍郎爲侍中侍郎、去給事黃門之號、旋復復故。舊侍中・黃門侍郎以在中宮者、不與近密交政。誅黃門後、侍中・侍郎出入禁闈、機事頗露、由是王允乃奏比尚書、不得出入、不通賓客、自此始也。

(25) 尚書に侍中・散騎常侍を加えられたばあい、

晉官品令曰、尚書僕射。尚書六人。皆銅印墨綬、進賢兩梁冠、納言幘、絳朝服、佩水蒼玉、執笏負符。加侍中者、武冠、左貂金蟬。(『北堂書鈔』卷五九 設官部十一 尚書惣)

八年、詔諸尚書軍校加侍中常侍者、皆給傳事乘輿車、給劍、得人殿省中、與侍臣升降相隨。(『晉書』卷二五 輿服志)

とあるように、貂蟬などがくわえられるので、單なる儀禮上の特權であった可能性もある。

(26) 下倉涉「散騎省の成立—曹魏・西晉における外戚について—」(『歴史』86、一九九六)。

(27) 『晉書』卷七九 謝安傳

及(桓) 溫病篤、諷朝廷加九錫、使袁宏具草。(謝) 安見、輒改之、由是歷旬不就。會溫薨、錫命遂寢。

(28) 川合安「桓溫の『省官併職』政策とその背景」(『集刊東洋學』52、一九八四)。

(29) 『宋書』卷六三 王曇首傳

誅徐羨之等、平謝晦、曇首及華之力也。

(30) 野田俊明「東晉南朝における天子の支配権力と尚書省」(九州大學東洋史論集)5、一九七七)。

(31) なお、孝武帝が外藩から卽位した際も、屬僚であった柳元景を侍中領左衛將軍としている。

(32) 『宋書』卷三九 百官志上

侍中、四人。掌奏事、直侍左右、應對獻替。

(33) 無論、寒門の臺頭以前にも、侍中を経由せずに列曹尙書となつたものは多數いるが、祕書郎、吏部郎、黃門侍郎といった清官を経由していることが多い。また、軍職を叩き上げて列曹尙書となつた人物は、王玄載・王玄邈兄弟など、宋齊交代期に多く見られるようである。

(34) 『晉書』卷七〇 劉超傳

會帝崩、穆后臨朝、遷射擊校尉。時軍校無兵、義與人多義隨超、

因統其衆以宿衛、號爲君子營。

『晉書』卷七六 王彪之傳

宿衛之重、二衛任之、其次驍騎・左軍各有所領、無兵軍校皆應罷廢。

〔附記〕

本稿は文部科學省科學研究費補助金（特別研究員獎勵金、若手研究 B）による研究成果の一部である。